

第1章

地域おこし協力隊制度の基礎理解

1 制度の概要

地域おこし協力隊制度は、都市部から地域に移住した人材が、地方自治体の委嘱または任用を受け、地域課題の解決や地域活性化に従事する制度です。

任期は最長3年間で、任期終了後の定住・起業・就業を目指す仕組みになっています。

全国で約8,000人(2024年度調査)の協力隊が活動しており、地域づくり・観光・商工振興・子育て支援など幅広い分野で成果を上げています。

2 岩出市における協力隊の位置づけ

岩出市では、協力隊（観光分野）を「地域内外の人・事業者・行政など「人」をつなぎ、未来づくりに挑戦する人材」と位置づけています。

特に、以下の施策と密接に関係しています。

第3次長期総合計画の目標施策：

「住んでよかったと思えるまちづくり」

「にぎわいと輝きのあるまちづくり」

駅前活性化プロジェクト

観光案内所を核とした交流・回遊の創出

観光・広報機能強化

協力隊は、これらの政策を「現場で実践するプレイヤー」として市の未来づくりに参画します。

3 任用形態と待遇

岩出市の協力隊は 会計年度任用職員 として任用します。
そのため、地方公務員としての服務規律が適用されます。

【服務規律のポイント】

中立・公正な立場

守秘義務

副業の可否(事前相談が必要)

パワハラ・セクハラ・アルハラ等の禁止

政治的中立性の保持

【勤務条件】

任用期間: 年度単位、最長3年

勤務時間: 規定内(※詳細は辞令による)

報酬: 岩出市規定に基づく

社会保険: 加入

活動経費: 上限200万円の範囲

4 活動領域とミッション設計の考え方

協力隊の成果は「どのようなミッションを設定するか」で大きく変わります。

岩出市では制度導入の目的に即したうえで、次の原則でミッションを設定します。

- ① 地域の課題・市の政策と接続していること
- ② 隊員の強み・経験が生きること
- ③ 活動を“仕組み”として残せること
- ④ 担当部署が伴走できる範囲であること
- ⑤ 過度に広すぎず、成果が測定できること(KPI)

ミッションは「初期3か月」で調整し、年度ごとに更新します。

5 三者の役割整理

協力隊の活動は「隊員・行政・地域」の三者が協働して初めて機能します。

協力隊員（実行者）

情報収集、企画、発信、地域との関係構築、新しい価値の提案

行政（管理・調整者）

ミッション管理、活動環境整備、伴走支援、線引きの調整、評価

地域団体・住民（応援・協力者）

活動への協力、情報提供、関係支援、活動成果の社会実装

三者が「過度に依存せず・遠すぎず」バランスよく関わることが重要です。